

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成25年3月15日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）草津新浜計画 草津市新浜町字芋ヶ町408番ほか30筆

2 提出された意見の概要

(1) 草津市からの意見

ア 予測地点AおよびEならびにFにおいて、等価騒音レベルがそれぞれ54dB、51dB、51dBと予測されている。これは騒音規制法による規制基準値（AM6～8、PM6～10：50dB）を上回る可能性がある。

予測地点Aは民家と隣接しており、また予測地点EおよびFは、市道や河川を挟んで民家が立ち並んでいるので、騒音の発生を抑える必要がある。

規制基準値を上回る原因が荷さばき作業等に伴う音であることから、配慮事項等に記載されているとおり、従業員に対し騒音軽減意識づけを徹底し、作業方法に充分配慮すること。なお、周辺住民より苦情があった場合には、調整の上必要な対策を講じること。

イ 廃棄物については、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第6条に基づき、ごみ減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図り、環境美化に努めること。また、同条例第20条で定める適正包装の推進に努めること。

事業系一般廃棄物については、自己処理をするか、同条例施行規則第4条に定める「受入基準」に従って、草津市クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理すること。

月間10t以上の一般廃棄物を排出する場合、同条例第19条に基づき、市の定める一般廃棄物減量計画を作成し、ごみ減量推進課へ提出すること。

産業廃棄物については、県許可業者に委託し処理すること。

廃棄物の保管場所については、廃棄物が飛散し、流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な措置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保すること。

一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けること。

ウ 当該店舗施設計画地は草津市景観計画において、まちなかゾーンおよび幹線道路軸の景観形成基準が適用されることに留意すること。

あわせて、延床面積が300平方メートルを超えるA棟からD棟までのそれぞれについては、草津市景観計画における大規模建築物に該当するため、景観法第16条に基づく届出を行うこと。なお、当該届出の受理後30日の間において予定建築物に係る建設工事に着手できないことに留意し、適切な時期に届出を行うこと。

また、今後テナントの入替時などにおいても、周辺と調和した良好な街並みを維持していくために、建築物の意匠や色彩等のルール作りについて検討すること。

屋外広告物を掲出する場合は、それぞれの店舗において掲出される自家用広告物の総量が10平方メートルを超える場合、あらかじめ景観課に許可申請を行うこと。この場合において、平成24年12月31日までに掲出される場合は滋賀県屋外広告物条例の許可基準に基づく許可申請を、平成25年1月1日以後に掲出される場合は草津市屋外広告物条例の許可基準に基づく許可申請を行うこと。

なお、それぞれの店舗において当該施設計画地以外の敷地に非自家用広告物を掲出する場合は、あらかじめ景観課に許可申請を行うこと。

エ 交通計画報告書にもあるように、仕事から帰宅の際、休日の午後に近江大橋、イオンモール周辺の道路を利用されている人も多いため交通渋滞が予想される。そのため駐車対策や誘導方法等について計画をし、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないように努めること。

オ 当該大規模小売店舗の立地に伴い、近隣する大津市瀬田北自治連合会から説明を求められていることから理解が得られるよう調整をされたい。

(2) 大津市からの意見

ア 当該計画は広範囲にわたり生活環境に影響を及ぼす懸念があることから、草津地域の地元説明会とは別に、事業予定地に隣接する大津市瀬田地域での地元説明会開催を強く要請するとともに、地域住民の理解が十分に得られるよう努めていただきたい。

イ 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合については、

十分に配慮いただくようお願いしたい。

ウ 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、それぞれの各種団体との積極的な連携、協力をお願いします。

エ 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。

オ 瀬田北学区自治連合会では、当該開発事業の表示が平成 24 年 3 月 17 日に設置されたことにより、造成工事－商業店舗建築－開店およびその後の当該生活圏への影響を大変危惧され、学区要望が協議された。その後開発事業の進展が伺えず、平成 24 年 8 月 7 日付けで草津市開発調整課長あてに要望書を提出されている。地元からは、滋賀県および大津市の関係部署へ要望事項を伝えていただき、対応願いたいとの学区要望も受けている。ついては、各事項を調整のうえ、自治連合会へ十分説明しながら、了解を得た上で進められたい。また、その進捗状況についても、市民部瀬田北支所へも随時報告されたい。

カ 当該申請地付近の道路は、瀬田北小学校および瀬田北中学校の通学経路に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校への事前説明をお願いしたい。なお、事業に伴い発生した問題は、設置者において解決すること。

(3) 地域住民等からの意見

ア 草津方面から来店する際の進入口は県道大津草津線を右折し、県道大津守山近江八幡線をすぐさま左折するルートであり、交差点からの距離が短く、狭隘道路であり大変危険である。進入口に関して、道路幅員が狭く危険を伴うため道路改良を要望する。

イ 右折進入に関して、センターラインにセンターポールなどの設置を要望する。

ウ 今回の計画で買い物客は増えると予想されるが、県道大津守山近江八幡線の歩道が狭く、また東側に歩道が無いため、歩道の拡充をお願いしたい。

ウ 大黒天物産株式会社が、24 時間営業を行うという観点から周辺環境の悪化が懸念される。

エ オープン後も種々問題が発生する可能性がある。従って問題発生時、地域住民と管理会社間との協議が行えるよう、管理会社は担当窓口を示し誠意をもって対応するよう要望する。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目 13 番 30 号

(2) 縦覧期間 平成 25 年 3 月 15 日から平成 25 年 4 月 15 日まで